

愛知自治体キャラバン陳情事項への回答書(南知多町)

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答)憲法並びに地方自治法の趣旨に沿い、厳しい町財政の中ではありますが、住民生活の安定を最も重要な施策に位置付け、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実に努めていきたいと考えています。

- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答)国からの交付金については、本町の行財政運営において欠かすことのできないものであり、安定的に交付されるよう要望していきたいと考えています。市町村独自の施策については、財源の確保が課題であり、本町の行財政運営をより効率的にしていくなかで、真に必要な事業に重点配分し、継続・充実させていく必要があると考えています。

- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

(回答)現在のところ、制限する予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)保険料の負担については、段階的に所得に応じた配慮がなされていますので、新たに減免する考えはありません。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)「南知多町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱」に基づき一定の低所得者に対して実施していますので、新たに減免する考えはありません。

- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

(回答)厚労省通知を事業所に周知徹底しています。

- ④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)特別養護老人ホーム等の施設整備については、国の基準、また、保険給付の財源(保険料)との関係もあるため、3年毎の介護保険事業計画策定において検討していきます。町独自の特別養護老人ホームへの助成制度については、平成21年度に制定しています。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)賃金等への財政支援の考えはありません。研修につきましては、日本福祉大学に委託し、サービス適正実施指導事業の一環として、他市町と合同で研修会を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)配食サービスは平成22年度より、原則、週、平日5回(昼食)を上限にスタートしました。また、ふれあい昼食会は、半島側24回、離島8回 計32回を実施しています。

- ②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)平成22年度より、見守りを主とした配食サービスを実施。ひとり暮らし高齢者などの要援護者へは、民生委員が訪問し、実態把握を行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)高齢者や障がい者に限定しているわけではありませんが、既存のバス路線の廃止問題に対応し、人にやさしく、低料金の地域公共交通機関の整備をめざし、バリアフリー対応車両を導入し、22年10月から一部路線において、町営コミュニティバスをスタートさせます。これにより、既存の運行ルートを拡大し、停留所を増やし、生活重視の地域公共バスの運行に努めてまいります。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)平成22年度より、「南知多町地域介護予防活動支援事業」としてサロン事業の立ち上げ・運営経費への補助を実施しています。
また、平成22年度に、サロン運営のボランティア養成講座(4回シリーズ)を開催します。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)現在のところ、整備する予定はありません。

(3)障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)現在のところ、対象にする予定はありません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)一定の条件に該当する要介護認定者への送付については、検討したいと考えています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)後期高齢者医療の医療給付の一部負担金は、国の制度に基づいて行っており、現在、国の一部負担金の無料化の方針はありません。

現在の福祉給付金制度は、県の制度に併せて行っており、障害者等の対象要件のない非課税世帯の医療費の助成で、町単独で行っているのは、ひとり暮らし老人のみであります。障害者等の対象要件のない(ひとり暮らし老人の該当者は除く)非課税世帯への拡大につきましては、町単独で行うことは考えておりません。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)愛知県後期高齢者医療広域連合の指示を仰ぎつつ、適切な処理を行っていく所存です。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)愛知県の福祉医療制度と同様の取扱をしています。町独自の助成制度の予定はありません。

3. 子育て支援について

- ①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)現在、小学校卒業年齢までの現物給付を実施しておりますが、年齢を引き上げていく予定はありません。

- ②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答)平成21年度から妊婦健康診査を5回から14回に増やし、産婦健康診査を新規で1回実施していますので、すでにご提言のとおりになっています。

- ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

(回答)就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯までとしており、現在のところ、その拡大(1.4倍等)の考えはありませんが、「受付窓口」「民生委員の証明」の件については、すでにご提言のとおりになっています。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答)学校給食の賄い材料費等につきましては、本来保護者負担と考えておりますので、無料化する予定はありません。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(回答)国保の広域化ということより国民皆保険の元での医療制度の実施を考えると、医療は国により一本化して行うべきであると思います。その前段としての広域化であれば財政の安定化、被保険者の受けるサービス、保険税等の負担の公平化などの観点から必要と思われます。したがって、広域化に反対する予定はありません。

②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)一般会計からの繰入については、総務省自治財政局の基本的な考え方により実施しています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)18歳未満の被保険者を対象として、所得に関係なく一律に国保税を減免することについては考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)減免制度につきましては、現状の制度の範囲で運用を考えており(低所得者に対する軽減制度もあり)、拡充は国保財政への負担増となるため考えていません。現状制度「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」での運用を続けます。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)町条例に「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」となっており、現状要件「前年所得が200万円以下で当年の見込所得が2分の1以下に減少すると認められる世帯」の範囲内で運用を考えており、拡充は国保財政の負担増となるため考えておりません。

③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)資格証明書交付対象世帯のうち公費医療対象者、18歳年度末までの子どもには短期の保険証を交付しています。また、窓口交付は納税相談等大切な機会ととらえています。更新の手続き等に来ることができない方には郵送での対応をとっています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答)資格証明書の方に対しては、納期限から1年6ヶ月以上経過した未納分がある場合、税への充当を事前に説明しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)分納状況に応じ、短期の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)保険税の徴収については、こまめに臨戸訪問を実施することにより、納付指導、分納相談等を行い、完納していただけるよう努力しております。また、短期証・資格証明書の対象にならないように他の税に優先して納付するようにしており、加入者の生活実態を無視するようなことはしていません。しかし、悪質な場合は差押さえもやむを得ないと考えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)基準等が設けてありませんが、昨年度厚生労働省において、国民健康保険制度における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業が実施されており、本年度中に全市町村が運用できる基準がしめされることとなっておりますので、その内容を確認し検討していきたいと考えます。

5. 障がい者施策の充実について

①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の軽減制度等は予定していません。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の軽減制度は予定していません。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定していません。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。増額は予定していません。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の軽減制度は予定していません。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定していません。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

(回答) 現在のところ考えておりません。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) 特定健診、歯周疾患健診は無料で実施。がん検診については、一部自己負担有。特定健診には保健指導がセットであるため、年度を跨ぐ健診事業は、現時点では考えていません。また、個別健診についても町内の医療機関の設備状況に限りがあるため現時点では考えていません。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 本町では1人1,000円の自己負担をいただいています。何事も受益者負担が求められる時代に無料化に戻すことは難しいと考えます。

7. 予防接種について

①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

(回答) 国県の補助制度が見込まれる時点で検討していきたいと思います。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

(回答) 機会があるごとに要求していきたいと思います。

8. 生活保護について

①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 町には福祉事務所がないため権限がありませんが、適切に対応してまいります。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答) 現行の体制で対応してまいります。正規職員の増員については、厳しい町財政のもと、住民の理解を得られないと判断しています。定員管理の中で、職員の資質向上に努め、少人数でありながらも、個別にしていねいな対応ができるよう努力していきたいと考えています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

- ② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(回答) 後期高齢者医療制度については、国の判断と考えていますので、あえて要望する予定はありません。国民健康保険への国庫負担の増額につきましては、機会あるごとに要望したいと考えます。

- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 要望する予定はありません。

- ④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。

(回答) 要望する予定はありません。

- ⑥ 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

(回答) 要望する予定はありません。

- ⑦ 障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(回答) 意見、要望を尊重し検討してまいります。

- ⑧ ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適

用してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)意見、要望を尊重し、要望可能かどうか検討してまいります。

- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答)意見、要望を尊重し、要望可能かどうか検討してまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。